



『トーマツ チャイナ ニュース』

連載

～中国企業会計準則シリーズ～ 第39回 セグメント報告

中国室

1. はじめに

今回は、「企業会計準則第35号 -セグメント報告」(以下、「35号準則」)を解説します。

35号準則は、総則、報告セグメントの確定、セグメント情報の開示の3章から構成されています。なお、35号準則は、その他の準則と異なり特殊な取り扱いがされており、2006年に公表され2007年から上場会社に適用されたものの、2009年6月

に公表された企業会計準則解釈第3号(以下、「解釈3号」)により、その考え方が大幅に修正されていますので注意が必要です。このため、セグメント報告に関する企業会計準則(以下、「セグメント報告準則」)の全体像を把握するためには、企業会計準則の解説本である「企業会計準則講解」(人民出版社)を参照することが有用です。

35号準則から解釈3号による主な修正点は、下記のとおりです。

	35号準則	解釈3号
アプローチ	事業別セグメント及び地域別セグメントについて、いずれかを主たるセグメントとして決定	いわゆるマネジメントアプローチで、企業の内部組織構造、マネジメント上の要求及び内部報告制度に基づき事業セグメントを決定

なお、解釈3号考慮後のセグメント報告準則は、基本的には国際財務報告基準(IFRS)の考え方を

踏襲した内容となっています。

2. 用語の定義

以下では、セグメント報告に関連する用語の定義を示します。

事業セグメント	下記要件をすべて満たす構成単位 <ul style="list-style-type: none"> • 日常活動から収益を獲得し、費用が発生する構成単位 • 企業経営者が定期的に経営成果を評価することにより、資源配分を決定、業績評価を行う構成単位 • 財政状況、経営成績及びキャッシュ・フロー等の情報を入手できる構成単位
---------	--

3. 報告セグメントの確定

企業は、その内部組織構造、マネジメント上の要求及び内部報告制度に基づき、事業セグメントを基礎として報告セグメントを決定します。

(1) セグメントの集約基準

報告セグメントの決定にあたって、類似の経済的特徴を有する複数の事業セグメントに関して下記要件がすべて類似している場合には、1つの事業セグメントとして集約することができます。

- (a) 製品又はサービスの性質
製品又はサービスの規格、型式、最終用途等。

- (b) 生産過程の性質
労働集約型生産方式か資本集約型生産方式か、同一又は類似する設備及び原材料を使用しているか、委託生産方式あるいは委託加工方式を採用しているか等。
- (c) 製品又はサービスの顧客の類型
大口顧客か、小口顧客か等。
- (d) 製品の販売方法又はサービスの提供方法
卸売、小売、直接販売、委託販売、請負等。
- (e) 製品の生産又はサービスの提供が受ける法律、行政法規の影響
事業活動の範囲又は取引価格の設定に対する制限等。

(2) 量的基準

企業は、事業セグメントを基礎として報告セグメントを決定する際、下記の量的基準のいずれかを満たす事業セグメントに関する情報を報告する必要があります。

- (a) 当該セグメントのセグメント収益が、全てのセグメント収益の合計額の10%以上を占めている。
- (b) 当該セグメントのセグメント利益（損失）の絶対値が、全てのセグメント利益の利益合計額又は全てのセグメント損失の損失合計額の絶対値のうちいずれか大きい額の10%以上を占めている。
- (c) 当該セグメントのセグメント資産が、すべてのセグメント資産の合計額の10%以上を占めている。

また、上記量的基準を満たさない事業セグメントであっても、企業がその事業セグメントの情報を開示することが財務報告利用者にとって有用であると考える場合には、その事業セグメントを報告セグメントとすることができます。

なお、報告セグメントの外部取引による収益合計額が連結収益又は単体収益に占める割合の75%に達していない場合、当該比率が75%に達するまで、他のセグメントを報告セグメントとして確定する必要があります。また、報告セグメントの数は、通常、10を超えません。報告セグメントが10を超える場合には、事業セグメントの集約条件を基礎として、関連する報告セグメントを集約する必要があります。

す。

4. セグメント情報の開示

企業は、キャッシュ・フロー計算書において、営業活動、投資活動及び財務活動に区分して、キャッシュ・フローを表示しなければなりません。

また、キャッシュ・フローは、キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローを総額で表示する必要がありますが、下記項目は純額で表示することも認められています。

- (1) 報告セグメントを決定する際に考慮した要素、報告セグメントの製品及びサービスの類型。
- (2) 利益（損失）額の構成要素及び測定に関する会計方針を含む各報告セグメントの利益（損失）額に関連する情報。
- (3) 資産総額の構成要素及び関連資産・負債の測定に関する会計方針を含む各報告セグメントの資産総額、負債総額に関連する情報。
- (4) 各製品又はサービスごと、類似性により区分された各製品区分又はサービス区分ごとの外部顧客への売上高。
- (5) 国内の外部顧客への売上高及び海外の外部顧客への売上高。
- (6) 国内に所在している非流動資産総額及び海外に所在している非流動資産総額。
- (7) 主要な顧客への依存度。

以上

「トーマツ メールマガジン／トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は
<http://www.tohmatsu.com/jp/mm/>よりお申込みください。

『トーマツ チャイナ ニュース』のお問合せ先：

有限責任監査法人トーマツ 中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル

TEL : 03-6213-1075 FAX : 03-6213-1045

e-mail: chinanews@tohmatsu.co.jp

※禁無断転載